

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公表番号】特表2011-523754(P2011-523754A)

【公表日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【年通号数】公開・登録公報2011-033

【出願番号】特願2011-512546(P2011-512546)

【国際特許分類】

G 06 F 21/00 (2006.01)

G 09 C 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 Z

G 09 C 1/00 6 4 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成24年5月28日(2012.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

別々のデジタル著作権管理(DRM)システムと、対応するシステムバージョン番号との間の関連付けを含むデータ構造であって、失効情報バージョン番号、および、関連付けに含まれ、前記失効情報バージョン番号に関連付けられているシステム要件に従うDRMシステムバージョン番号を含むデータ構造を生成するステップと、

前記データ構造に署名するステップと、

前記署名されたデータ構造をクライアントコンピューティングデバイスに送信するステップであって、前記データ構造はさらに、前記クライアントコンピューティングデバイスが、少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスにクエリを行って前記少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスのDRMシステム情報を確認し、少なくとも1つのライセンスおよび前記クライアントコンピューティング上の関連する保護されたコンテンツを、DRM要件に従うと判断された前記少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスへ転送することを可能にするよう、構成されている、ステップと、
を備えるコンピューター実施の方法。

【請求項2】

前記署名するステップは、信頼されたDRMサービスに関連付けられている秘密キーを使用することにより実行される請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記クライアントコンピューティングデバイスおよび前記少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスは、別々のDRMシステムを実行中である請求項1に記載の方法。

【請求項4】

コンピューティングデバイスにおいてデジタル著作権管理(DRM)サービスからデータ構造を受信するステップであって、前記データ構造は、失効情報バージョン番号、および、別々のDRMシステムと前記失効情報バージョン番号に関連付けられているシステム要件に従うDRMシステムバージョンを記述している対応するシステムバージョン番号との間の関連付けを含み、前記コンピューティングデバイスは、DRMシステム情報の確認のためターゲット転送先である少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスにクエ

リを行うよう構成された D R M エージェントを含む、ステップと、

前記コンピューティングデバイス上の前記 D R M エージェントを利用して前記ターゲット転送先にクエリを行って前記ターゲット転送先の前記 D R M システムのバージョン番号を確認するステップと、

前記コンピューティングデバイスから前記ターゲット転送先にライセンスを転送するために前記 D R M サービスからの前記データ構造を前記コンピューティングデバイスにより使用するステップと、

を備え、

前記ライセンスを転送するステップは、少なくとも部分的に、前記ターゲット転送先に関連付けられているバージョン番号と前記データ構造の関連付けに含まれるバージョン番号との比較に基づくコンピューター実施の方法。

【請求項 5】

前記使用するステップの前に前記ライセンスを転送するよう求める要求を前記コンピューティングデバイスにより受信するステップをさらに備え、前記ライセンスは D R M で保護されたコンテンツに関連付けられている請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

前記データ構造を受信するステップの後に前記データ構造の信頼性を前記コンピューティングデバイスにより確認するステップをさらに備える請求項 4 に記載の方法。

【請求項 7】

前記データ構造を受信するステップの後に、前記データ構造が受信された D R M サービスに関連付けられている公開キーを使用して前記データ構造の信頼性を前記コンピューティングデバイスにより確認するステップをさらに備える請求項 4 に記載の方法。

【請求項 8】

前記コンピューティングデバイスは第 1 の D R M システムを実行中であり、前記ターゲット転送先は第 2 の異なる D R M システムを実行中である請求項 4 に記載の方法。

【請求項 9】

前記受信するステップの後に前記データ構造の信頼性を前記コンピューティングデバイスにより確認するステップと、

前記ライセンスを転送するよう求める要求を前記コンピューティングデバイスにより受信するステップであって、前記ライセンスは D R M で保護されたコンテンツに関連付けられているステップと、
をさらに備える請求項 4 に記載の方法。

【請求項 10】

前記受信するステップの後に前記データ構造の信頼性を前記コンピューティングデバイスにより確認するステップと、

前記ライセンスを転送するよう求める要求を前記コンピューティングデバイスにより受信するステップであって、前記ライセンスは D R M で保護されたコンテンツに関連付けられているステップと、
をさらに備える請求項 7 に記載の方法。

【請求項 11】

前記コンピューティングデバイスは第 1 の D R M システムを実行中であり、前記ターゲット転送先は第 2 の異なる D R M システムを実行中であり、前記ターゲット転送先の前記ライセンスは前記第 2 の異なる D R M システムのバージョン番号を含む請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

別々のデジタル著作権管理 (D R M) システムを実行中の複数のシステム間でライセンスが転送されるようにすることができるデータを含むデータ構造を具現する 1 つまたは複数のコンピューター可読記憶域メディアであって、

前記データ構造のデータは、

失効情報バージョン番号と、

第1のD R Mシステムと第1の対応するシステムバージョン番号との間の第1の関連付けと、

少なくとも第2のD R Mシステムと第2の対応するシステムバージョン番号との間の第2の関連付けと、を備え、

D R Mシステムの関連付けに記述されたシステムバージョン番号は、前記失効情報バージョン番号に関連付けられているシステム要件に従うシステムバージョンを示し、

前記データ構造は、第1のコンピューティングデバイスが、少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスにクエリを行って前記少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスのD R Mシステム情報を確認し、少なくとも1つのライセンスおよび前記第1のコンピューティング上の関連する保護されたコンテンツを、D R M要件に従うと判断された前記少なくとも1つの他のコンピューティングデバイスへ転送することを可能にするよう、構成されている、

1つまたは複数のコンピューター可読記憶域メディア。

【請求項1-3】

前記データ構造は署名データ構造を備える請求項1-2に記載の1つまたは複数のコンピューター可読記憶域メディア。